第

1048

묵



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 4月10日 金曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

^企社会保険の給付と税金

Q:私はサラリーマンですが、病気のため 半年程入院しました。入院中、健康保険から 傷病手当金の支給を受けたのですが、この傷 病手当金にも所得税はかかりますか。

A:所得税はかかりません。

【解説】

健康保険法に基づき支給される給付には、 ご質問の他にも「療養費」、「分娩費」、 「出産手当金」、「育児手当金」、「家族療 養費」などがありますが、そのいずれも健康 保険法に、「保険給付として支給を受けたる 金品を標準として租税その他の公課を課せず」 と規定されていますので、所得税は非課税と なります。

このほか、一般に社会保険の給付といわれるもので税金がかからないものには、次のようなものがあります。

- (1)厚生年金保険、国民年金保険の障害年金及 び遺族年金の給付(ただし老齢年金につい ては雑所得として課税対象になります。)
- (2)雇用保険の給付
 - ①失業給付…再就職のための失業中の給付
 - ②再就職手当…早期に再就職した時
 - ③傷病手当…求職中傷病を負った時
- (3)労災保険の給付
 - ①休業補償給付…療養中の生活補償
 - ②障害補償給付・身体に障害が残った時
 - ③遺族補償給付・遺族の生活補償
 - ④葬祭料







